



発行 東京都

目次

告示

- 令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一  
……………(都市整備局総務部総務課)……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………二  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二  
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………四  
……………(同)……………四
- 都営住宅の駐車場の廃止……………五  
……………(同)……………五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………五  
……………(同)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………五  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………五  
……………(福祉局障害者施策推進部地域生活支援課)……………五
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………七  
……………(保健医療局医療政策部救急医療課)……………七
- 都道の区域変更……………九  
……………(建設局道路管理部路政課)……………九
- 都道の供用開始……………二  
……………(同)……………二
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………二  
……………(同)……………二

告示

- ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………二  
……………(建設局公園緑地部公園課)……………二
- 港湾施設の供用中止……………三  
……………(港湾局港湾経営部経営課)……………三
- 告示 (内水漁管)……………三
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………三
- 開発行為に関する工事完了……………三  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 第四十六期東京都労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦……………三  
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三

東京都告示第八百五十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和五年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
都市整備局	補助金交付等事務員	月額	194,800円

附則

この告示は、令和五年八月一日から施行する。

●東京都告示第八百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目中地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

八重洲二丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月十九日から令和十二年一月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲二丁目七番二号

令和三年十月十九日

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区八重洲二丁目一番四号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和五年七月三十一日

●東京都告示第八百六十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年八月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (15号棟)		文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	69,200
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	48,200
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)		墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	63,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (7号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (8号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	76,800
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)		江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	40,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)		品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (1号棟)		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	101,000
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート (2号棟)		大田区羽田5-12	32.6	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (12号棟)		大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	61,500
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (6号棟)		世田谷区代田1-10	42.3	1	34,900	72,400
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (2号棟)		世田谷区桜1-53	42.3	1	34,400	69,200
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)		杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,000	46,700
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (4号棟)		杉並区上井草4-17	39.0	1	28,600	66,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	77,400
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (1号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	95,400
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (4号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	95,400
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (2号棟)		北区王子本町3-8	33.4	1	25,400	54,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (2号棟)		北区滝野川13-64	36.7	1	28,000	51,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (5号棟)		北区滝野川13-62	33.4	1	25,700	51,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (7号棟)		北区滝野川13-68	39.0	1	30,400	56,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)		北区滝野川13-75	37.3	1	29,500	61,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)		北区滝野川13-80	42.2	1	33,500	53,400
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート (14号棟)		荒川区東日暮里1-17	36.4	1	25,900	36,900
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	57,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	48,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	4	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	上石神井アパート (11号棟)		練馬区石神井4-5	55.9	1	44,100	95,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (3号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,100

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	南田中アパート (45号棟)		練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,200	56,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (48号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (49号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (1号棟)		足立区西竹の塚1-10	55.9	1	40,800	78,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (7号棟)		足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,500	68,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (2号棟)		足立区保木間5-29	59.6	1	42,400	74,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (5号棟)		足立区西保木間3-2	36.7	1	24,600	40,800
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	2	23,600	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (2号棟)		足立区西保木間1-2	55.9	1	40,800	76,200
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (3号棟)		足立区弘道2-16	55.9	1	41,000	77,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (2号棟)		足立区六月2-8	59.6	1	43,000	74,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (15号棟)		足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	38,700
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート (16号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	41,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,600	41,600
一般都営	中層耐火	伊興町アパート (5号棟)		足立区伊興1-8	36.4	1	25,000	47,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (2号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (10号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (13号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (3号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (16号棟)		足立区花畑8-5	36.4	1	24,000	37,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (22号棟)		足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (1号棟)		足立区舎人6-11	51.0	1	36,100	61,000
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (2号棟)		足立区花畑2-16	51.0	1	35,400	50,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート (1号棟)		足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,200	64,200
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート (4号棟)		足立区南花畑5-24	60.9	1	43,500	75,800
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (2号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,300	93,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート (1号棟)		葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	77,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (14号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート (2号棟)		江戸川区平井3-5	51.2	2	40,000	72,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	72,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	43,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,300	98,100
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	96,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,100	76,800
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート(2号棟)	府中市美好町2-12	42.3	2	23,600	60,300
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(4号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,400	84,300
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(6号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	85,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	59,100
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	65,600
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート(21号棟)	小金井市東町4-30	62.1	1	40,300	102,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(2号棟)	日野市新井3-1	33.4	1	14,800	30,600
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(1号棟)	東村山市萩山町2-13	55.9	1	32,000	67,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)	西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	83,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,500	70,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(26号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(44号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	63,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-11号棟)	多摩市諏訪4-2	56.8	1	30,000	54,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,700	52,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-4号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-5号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	69,400

●東京都告示第八百六十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお  
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営  
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年八月一  
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。  
 令和五年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	35,900
改良	中層耐火	成増一丁目アパート(2号棟)	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート(2号棟)	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,000
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第八百六十三号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年七月三十一日

名 称	東京都知事	小 池	百合子
位 置			
区画数			
烏山アパート駐車場	世田谷区北烏山二丁目九番	一一区画	

●東京都告示第八百六十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年七月三十一日

名 称	東京都知事	小 池	百合子
位 置			
区画数			
上連雀一丁目アパート駐車場	三鷹市上連雀一丁目二十二番	三〇区画	
清瀬野塩アパート駐車場	清瀬市野塩二丁目三番	二八五区画	
		百八十七番地	

●東京都告示第八百六十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」とい

う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事	小 池	百合子
一 形質変更時要届出区域	別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）	

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
---	----------

●東京都告示第八百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事	小 池	百合子
一 形質変更時要届出区域	別図のとおり（台東区東上野四丁目地内）	

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
---	----------

●東京都告示第八百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ナチュリティ	訪問介護ステーション アラジン	江戸川区瑞江2-25-4 倉持ビル101	令和5年3月31日
有限会社ばむらい	ばむらい	渋谷区本町2-20-6	令和5年4月1日
エアフレックス合同会社	土愚訪問介護事業所 大田センター	大田区蒲田1-23-12 スターハイツ蒲田301	令和5年4月30日
株式会社ライフケアやすらぎ	ライフケアやすらぎ	世田谷区豪徳寺1-44-8-2階	同日
アースサポート株式会社	アースサポート吉祥寺	武蔵野市吉祥寺東町3-14-22	同日

サービスの種類 高度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ナチュリティ	訪問介護ステーション アラジン	江戸川区瑞江2-25-4 倉持ビル101	令和5年3月31日
有限会社ばむらい	ばむらい	渋谷区本町2-20-6	令和5年4月1日
株式会社マルワメディカルサービス	ひなたぼっこ在宅介護サービス金町	葛飾区東金町1-36-2-1	令和5年4月28日
エアフレックス合同会社	土愚訪問介護事業所 大田センター	大田区蒲田1-23-12 スターハイツ蒲田301	令和5年4月30日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 成城 訪問介護	世田谷区成城6-18-3 小島ハウスA	同日
株式会社ライフケアやすらぎ	ライフケアやすらぎ	世田谷区豪徳寺1-44-8-2階	同日
有限会社ライフステージ	ライフステージひびき	尾立区千住1-35-2 スカイコーポ77 1階	同日
有限会社泉介護サービス	泉介護サービス	江戸川区鹿骨4-26-8	同日
アースサポート株式会社	アースサポート吉祥寺	武蔵野市吉祥寺東町3-14-22	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ばむらい	ばむらい	渋谷区本町2-20-6	令和5年4月1日
株式会社やすらぎ	ヒューマンサービスやすらぎ	足立区轟根3-8-1 11-ビル5階	同日
有限会社トロールケアサービス	トロールケアサービス	江戸川区北小岩5-1-9	令和5年4月30日
有限会社泉介護サービス	泉介護サービス	江戸川区鹿骨4-26-8	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ビッケルニ	介護支援ビッケルニ	目黒区中根2-13-14	令和5年3月31日
社会福祉法人大三島育徳会	訪問介護事業所 二子のわたし	世田谷区鎌田3-16-6	令和5年4月1日
株式会社在宅ケア風車	在宅ケア風車	羽村市緑ヶ丘1-5-12 マンション中野101	同日
株式会社ケアろく	訪問介護ケアろく	足立区鹿浜2-25-1-301	令和5年4月30日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
トラム株式会社	友の家	荒川区東尾久2-13-17	令和5年4月1日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人トラムあらかわ	荒川ひまわり第2	荒川区東尾久3-20-10 ベルメゾンエス2階	令和5年4月30日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
NPO法人就労者育成会	就労者育成会	板橋区大谷口上町21-6	令和5年4月30日
練馬区	練馬区立北町福祉作業所	練馬区光が丘2-6-1 光が丘第七小学校跡施設	同日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人滝乃川学園	にんげんの輪	国立市谷保6-12-46	令和5年3月31日
トラム株式会社	友の家	荒川区東尾久2-13-17	令和5年4月1日

2. 指定一般相談支援事業者

廃止					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
一般社団法人かがやき	指定相談支援事業所ワンピース	葛飾区青戸7-22-2 パークアベニュー105	地域移行支援	地域定着支援	令和5年4月30日

●東京都告示第八百六十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を別表のとおり告示する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認 定 期 間
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	令和5年8月1日から令和8年7月31日まで
公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	千代田区神田駿河台1-8	同日
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	同日
公益財団法人心臓血管研究所付属病院	港区西麻布3-2-19	同日
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	同日
医療法人社団仁圭会林外科病院	新宿区大京町27	同日
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	同日
社会福祉法人浅草寺病院	台東区浅草2-30-17	同日
医療法人財団正明会山田記念病院	墨田区石原2-20-1	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京東病院	江東区亀戸9-13-1	同日
昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	同日
医療法人社団旗の台病院旗の台病院	品川区旗の台5-17-16	同日
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム大田池上病院	大田区池上2-7-10	同日
医療法人社団東京せいわ会世田谷おくさわ整形外科病院	世田谷区奥沢3-33-13	同日
公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	同日
医療法人社団下田緑員会世田谷北部病院	世田谷区南鳥山12-9-17	同日
社会医療法人社団健友会中野共立病院	中野区中野5-44-7	同日
医療法人財団健貫会総合東京病院	中野区江古田3-15-2	同日
一般社団法人衛生文化協会城西病院	杉並区上荻2-42-11	同日
立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	同日
要町病院	豊島区要町1-11-13	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団仁泉会としま昭和病院	豊島区南長崎5-17-9	同日
医療法人社団正風会小林病院	板橋区成増3-10-8	同日
一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	板橋区小茂根4-11-11	同日
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	同日
医療法人社団円徳 慶友整形外科脊椎関節病院	足立区足立1-12-12	同日
特定医療法人社団潤恵会敬仁病院	足立区新田2-18-6	同日
医療法人社団福寿会福寿会足立東部病院	足立区梅島2-35-16	同日
医療法人社団忠医会大高病院	足立区島根3-17-8	同日
医療法人社団直和会平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	同日
医療法人社団津端会京葉病院	江戸川区松江2-43-12	同日
医療法人社団葛西中央病院	江戸川区船堀7-10-3	同日
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	同日
医療法人社団親和会野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木1974-1	同日
東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町1838	同日
医療法人社団創生会町田病院	町田市木曽東4-21-43	同日
社会医療法人社団正志会南町田病院	町田市鶴間4-4-1	同日
医療法人社団三医会鶴川記念病院	町田市三輪町1059-1	同日
医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	町田市下小山田町1401	同日
日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	同日
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	昭島市中神町1260	同日
医療法人社団潮友会うしお病院	昭島市武蔵野2-7-12	同日
国立さくら病院	国立市東1-19-10	同日
社会医療法人財団大和会武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団大日会小金井太陽病院	小金井市本町1-9-17	同日
医療法人啓仁会吉祥寺南病院	武蔵野市吉祥寺南町3-14-4	同日
吉方病院	武蔵野市中町2-2-4	同日
公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	同日
公益財団法人結核予防会新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1	同日
大島医療センター	大島町元町3-2-9	同日

(2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団松井病院	大田区池上2-7-10	令和5年7月31日
医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	町田市下小山田町1491	同日
吉方病院	武蔵野市中町2-2-4	同日

●東京都告示第八百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八王子五丁目

二 変更の区間 八王子市上川町千九百三十九番一地先から同所千九百三十二番一地先まで

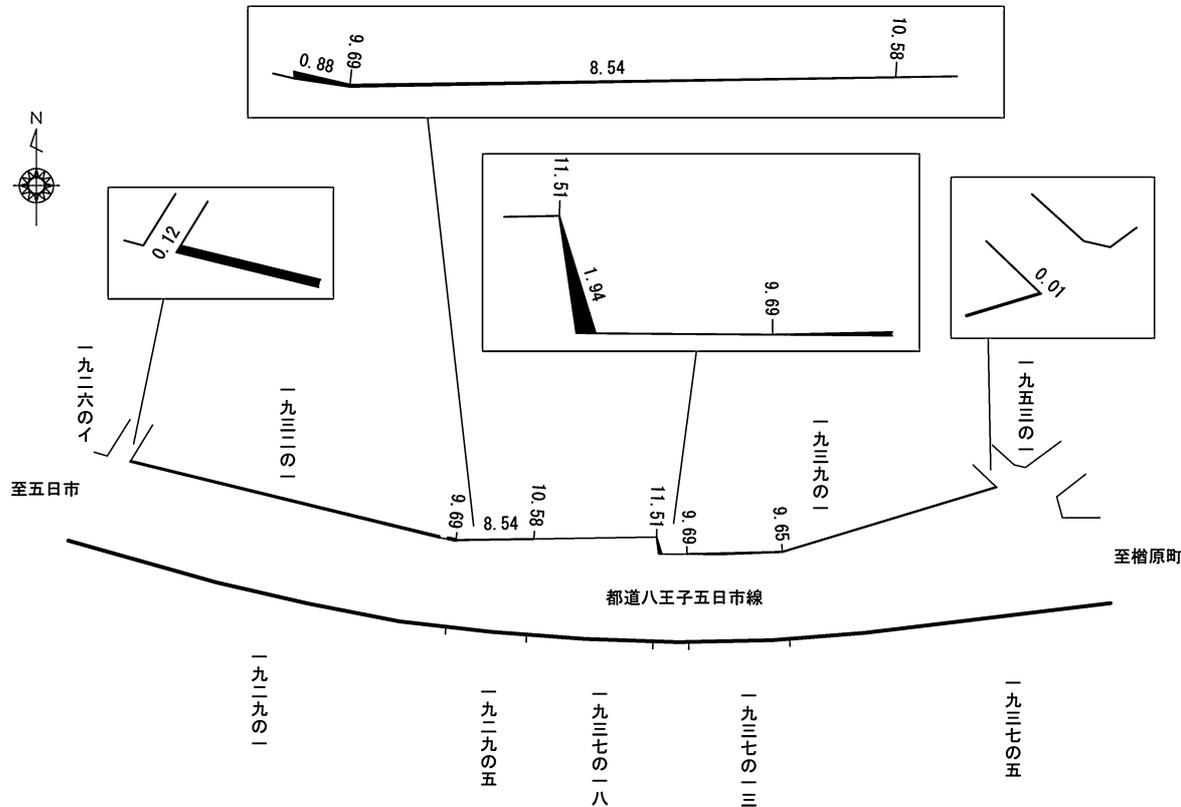
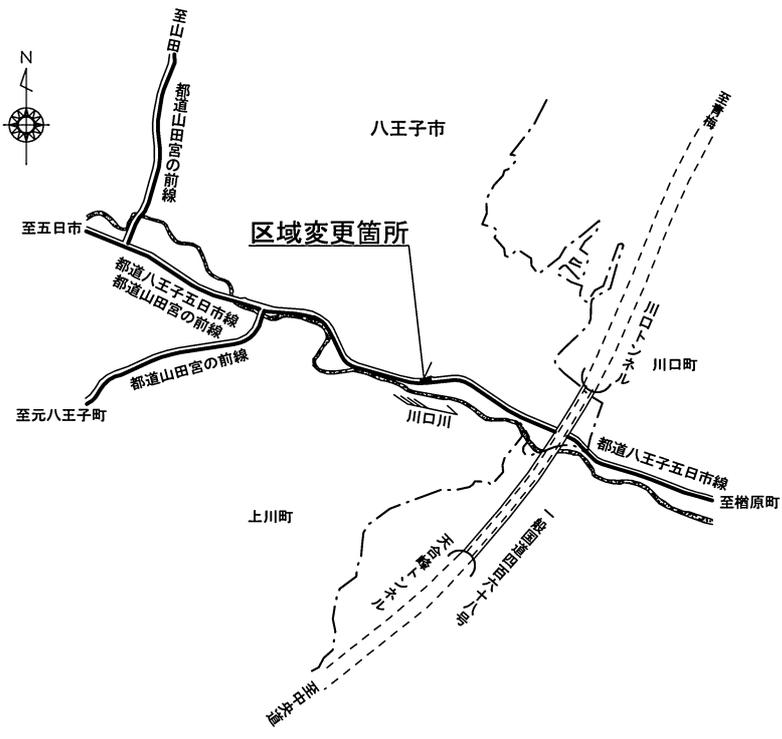
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市上川町地内

都道  
 市道  
 一般国道

延長 九八・二八メートル  
 面積 六・七三平方メートル



●東京都告示第八百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八王子五日市

二 供用開始の区間 八王子市上川町千九百三十九番一地从先から同所千九百三十二番一地先まで

三 供用開始の期日 令和五年七月三十一日

●東京都告示第八百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八王子五日市

二 占用を制限する区間

八王子市上川町千九百三十九番一地从先から同所千九百三十二番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年八月一日

●東京都告示第八百七十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立和田堀公園 別図のとおり 令和五年八月一日

別図

東京都立和田堀公園 区域変更略図

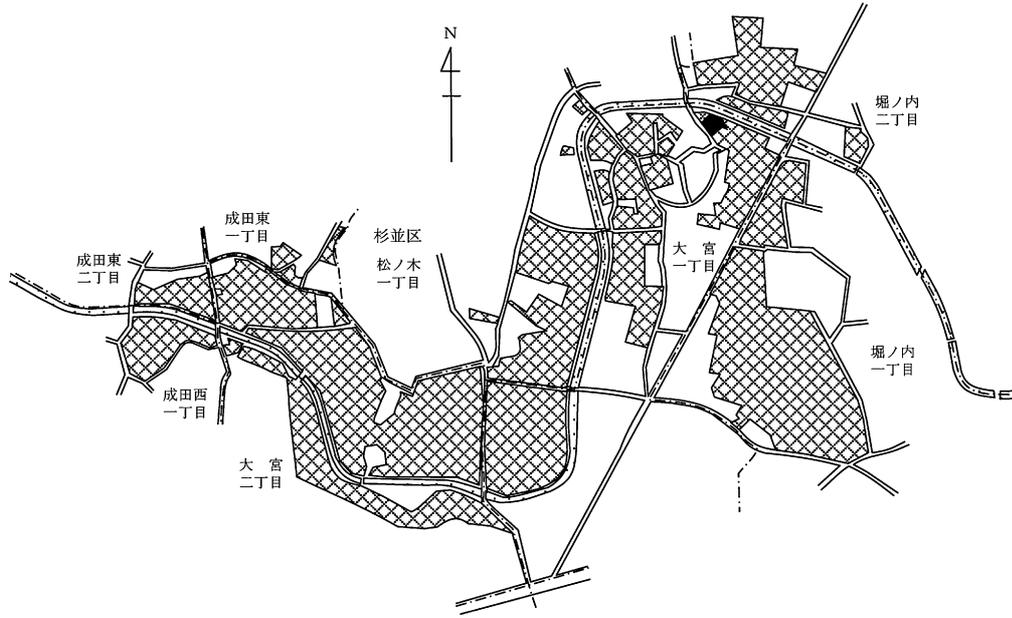
変更箇所 杉並区大宮一丁目



変更前の区域

追加区域

変更前の区域	面積	平方メートル
変更前の区域	二六〇、五〇二・七九	平方メートル
追加区域	二、〇六七・八〇	平方メートル
変更後の面積	二六二、五七〇・五九	平方メートル



●東京都告示第八百七十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	期間
栈橋	晴海ふ頭栈橋	七六九・六八メートルのうち	中央区晴海五丁目	令和五年八月一日から令和六年二月二十九日まで
		〇メートル	四番地先	

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和五年七月三十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安永勝昭

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(資源管理への協力)

二 遊漁者は、内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和六年八月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

- 東久留米市南沢五丁目千八百五番八、同番九、千八百六番十、同番十二及び千八百七番二十五 西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
- 清瀬市中清戸四丁目千四百四十五番、同番地先、千四百四十七番六及び千六百六十二番五 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四 株式会社住協 代表取締役 安永 久人
- 府中市西原町四丁目二十七番一、同番一地先及び二十九番三の一部（第二工区） 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

第四十六期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について

第四十五期東京都労働委員会の労働者委員（十三人）及び使用者委員（十三人）は、令和五年十一月三十日をもって任期満了となるため、労働組合法施行令（昭和二十四年

政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十六期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和五年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四十六期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要項

一 東京都労働委員会労働者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する労働組合は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

- ア 推薦書（別記様式） 一部
- イ 候補者の履歴書（本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、組合歴、公職歴等を記載したもの） 一部
- ウ 労働委員会の資格審査決定書又は証明書の写し 一部

(四) 推薦受付期間

令和五年七月三十一日（月曜日）から同年九月五日（火曜日）まで

(五) 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は労働組合の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

二 東京都労働委員会使用者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

- ア 推薦書（別記様式） 一部
- イ 候補者の履歴書（本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの） 一部
- ウ 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部

(四) 推薦受付期間

令和五年七月三十一日（月曜日）から同年九月五日（火曜日）まで

(五) 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

別記様式

東京都知事 殿

年 月 日

所在地

労働組合名又は  
使用者団体名

代表者氏名

第4 6期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者推薦書

第4 6期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	(労働者・使用者) 所属 事業場名及び役職名	(労働者) 所属労働組合名 及び役職名

(日本産業規格A列4番)

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性